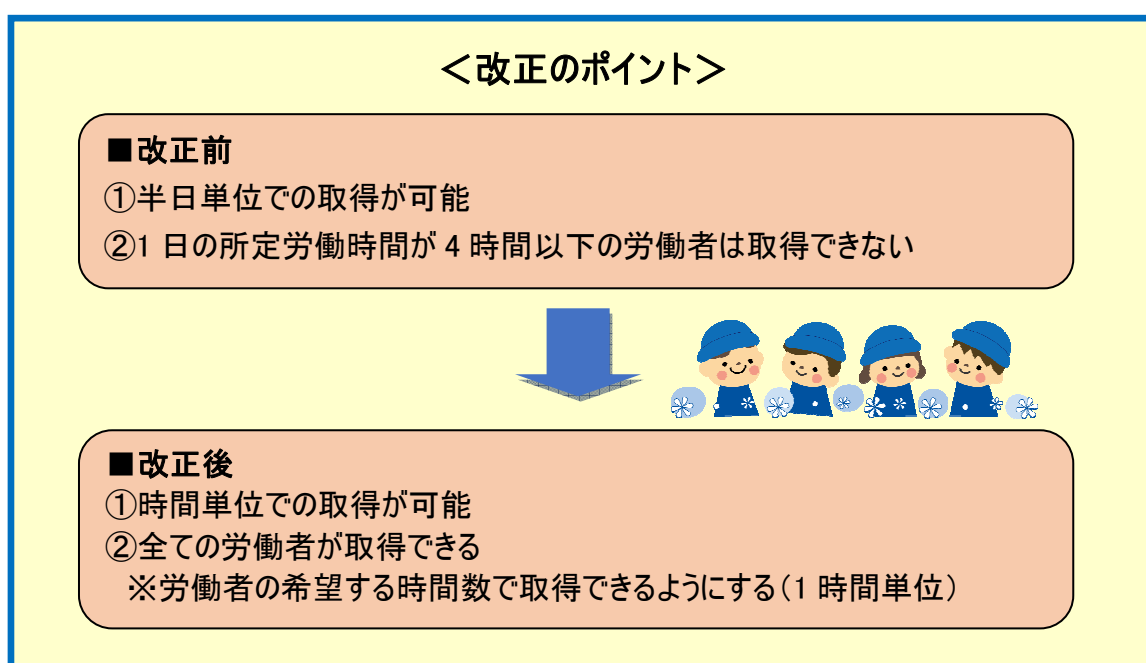




2021年1月より 子の看護休暇・介護休暇が 時間単位で取得可能になります

育児・介護休業法の改正に伴い、2021年1月より子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得できるようになります。



＜子の看護休暇・介護休暇の取得日数の上限について＞

■子の看護休暇

⇒ 小学校就学前の子を養育する労働者は、1年度において5日まで取得可能
(子が2人以上の場合10日)

■介護休暇

⇒ 要介護状態にある対象家族の介護や世話をする労働者は、1年度において5日まで取得可能
(対象家族が2人以上の場合10日)

＜労使協定を締結する際の注意点＞

子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することが困難な業務がある場合は、労使協定を締結することにより、時間単位の休暇制度の対象からその業務に従事する労働者を除外することができますが、困難な業務の範囲は労使で十分に話し合ってお決めください。

